

(委任)受任者による費用等の償還請求 H14-10-2 <<#353>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、A所有の不動産の売買をBに対して委任した。A及びBは宅地建物取引業者ではない。Bは、委任契約をする際、有償の合意をしない限り、報酬の請求をすることができないが、委任事務のために使った費用とその利息は、Aに請求することができる。

【答え】 正しい

<<ポイント1>> 受任者の報酬

受任者は、**特約がなければ**、委任者に対して**報酬を請求することができない**。（民法 648 条 1 項）

<<ポイント2>> 受任者による費用の前払請求

委任事務を処理するについて**費用を要するときは**、委任者は、**受任者の請求により、その前払をしなければならない**。（民法 649 条）。

<<ポイント3>> 受任者による費用等の償還請求

受任者は、委任事務を処理するのに必要と認められる**費用を支出したときは**、委任者に対し、**その費用及び支出の日以後におけるその利息の償還を請求することができる**。（民法 650 条 1 項）